

## 最低制限価格制度を適用する対象工事等の拡大について（お知らせ）

建設工事等事業者の皆さまへ

那覇市が競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託における最低制限価格を設定することができる対象工事等を、次のとおり変更しますので、お知らせします。

### 1 変更内容

区分	変更前	変更後
建設工事	予定価格1,000万円以上 (解体工事は500万円以上)	請負契約に関する競争入札において 予定価格130万円を超える案件
建設コンサルタント等の業務委託	予定価格100万円以上	請負契約に関する競争入札において 予定価格50万円を超える案件

2 変更時期：平成25年10月1日以降に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札に係る建設工事等から適用します。

平成 25 年 9 月 19 日  
那覇市都市計画部  
契約検査課  
電話098-951-3253